



2023年3月1日

三島信用金庫

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、来る令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度（適格請求書保存方式）の導入が予定されています。当該制度の導入後は、あらかじめ税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」の保存が、仕入税額控除の要件とされます。

上述の制度導入を控え、当庫では適格請求書発行事業者として登録を受けましたので、下記の通り登録番号をご通知申し上げます。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

当庫の適格請求書発行事業者登録番号

T 3 0 8 0 1 0 5 0 0 2 3 6 0

以上

【本件に関するお問い合わせ】

経営企画部

T E L : 055-973-5561